

# 31

第31回 定時株主総会

## 招集ご通知

### 開催情報

日時

2020年6月17日（水曜日）  
午前10時

場所

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号  
東宝日比谷ビル6階 当社会議室  
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、  
株皆様のご来場をお控えいただくよう、強く  
お願い申し上げます。)

決議  
事項

第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

証券コード：2440

株式会社 **ぐるなび**

## 目 次

---

第31回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

---

株主総会参考書類	4
電磁的方法による議決権行使のお手続きについて	8

---

(提供書面)	
事業報告	10
連結貸借対照表	30
連結損益計算書	31
連結株主資本等変動計算書	32
貸借対照表	33
損益計算書	34
株主資本等変動計算書	35
連結計算書類に係る会計監査報告	36
計算書類に係る会計監査報告	38
監査役会の監査報告	40

証券コード 2440  
2020年6月1日

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号  
株 式 会 社 ぐ る な び  
代表取締役社長 杉 原 章 郎

### 第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に謹んでお見舞い申し上げますとともに、医療従事者をはじめ最前線でご尽力されている方々に深謝申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、政府や都道府県知事から新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、適切な対策を講じるよう強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、**株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**

また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、本株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただきます可能性があります。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月16日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

### 【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 【インターネット等の電磁的方法による議決権行使の場合】

8頁から9頁に記載の「電磁的方法による議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月17日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号 東宝日比谷ビル6階  
当社会議室

本年は、会場の安定的な利用等を重視し、自社会議室での開催としております。なお、感染拡大防止のため座席の間隔を広げる必要があることから、ご用意できる席数が大幅に減少しております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

### 3. 目的事項

- 報告事項 (1) 第31期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第31期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）とインターネット等の電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以 上

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corporate.gnavi.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corporate.gnavi.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・本株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、以下のウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。  
(<https://corporate.gnavi.co.jp/ir/stock/meeting.html>)
- ・会場受付付近で、株主様のための消毒液を配備いたします。また、ご来場の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

第31期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開等を見据えた内部留保の充実に鑑み、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円、総額は金187,474,152円といたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、既に中間配当金としてお支払いいたしました普通株式1株につき金4円と合わせ、金8円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月18日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的の変更・追加を行うとともに、号数の変更、体裁を整えるための番号表記の変更及び表記のゆれの訂正を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的） （条文省略）	第2条（目的） （条文省略）
① インターネットおよびコンピューターを利用した情報処理サービス業務ならびに情報提供サービス業務	(1) インターネットおよびコンピューターを利用した情報処理、情報提供および広告配信サービス業務
②～⑨（省 略）	(2)～(9)（現行どおり）
⑩ インターネット等による通信販売およびその斡旋仲介	(10) インターネット等を利用した食材、食料品、厨房機器その他食または飲食に関する商品・製品の売買、賃貸ならびに斡旋仲介およびコンサルティング
⑪～⑲（省 略）	(11)～(22)（現行どおり）
⑳ インターネット等を利用した決済処理に関する代行業務	(23) コンピューター、通信機器、インターネット等を利用した受発注・決済処理および課金業務
㉑～㉕（省 略）	(24)～(25)（現行どおり）
（新 設）	(26) 厨房機器その他食および飲食業に関連する製品の研究開発、製造、売買、賃貸および輸出入ならびに斡旋仲介およびコンサルティング
（新 設）	(27) 内装、展示ブース、展示ディスプレイおよび看板の企画、施工および監理ならびに斡旋仲介およびコンサルティング
（新 設）	(28) 食料品、原材料および関連製品の研究開発、製造、加工、売買および輸出入ならびにそれらの斡旋仲介およびコンサルティング
（新 設）	(29) 物流に関する業務の受託ならびに斡旋仲介およびコンサルティング
（新 設）	(30) 古物営業法に基づく古物商
（新 設）	(31) 有価証券の取得、保有および売買ならびに投資事業有限責任事業組合その他の投資事業を営む組合の組合財産の管理および運用
（新 設）	(32) 金融商品取引業、投資運用業および投資助言・代理業
㉖ 前各号に関連する一切の業務	(33)（現行どおり）

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役浅沼唯明氏が任期満了となり、石渡恒夫氏が辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>あき ぬま ただ あき 浅 沼 唯 明 (1945年11月15日生)</p> <p>再任 社外監査役</p>	<p>1970年4月 日本国有鉄道入社 1996年6月 西日本旅客鉄道(株)取締役岡山支社長 2007年6月 (株)R西日本コミュニケーションズ 代表取締役社長 2012年6月 国連世界観光機関アジア太平洋センター代表 同年同月 (一財)アジア太平洋観光交流センター 理事長 同年同月 (株)ぐるなび総研アドバイザー 2016年6月 当社 社外監査役(現任)</p>	—
<p>(社外監査役候補者とした理由) 経営者としての豊富な経験と高い見識及び観光に関する豊富な知識と経験を有しているため、専門家の視点から助言、提言をいただくなど社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">いしだよしお 石田義雄 (1943年5月24日生)</p> <p style="text-align: center; background-color: #00a0e3; color: white; padding: 5px;">新任 社外監査役</p>	<p>1967年4月 日本国有鉄道入社 1992年6月 東日本旅客鉄道(株)取締役高崎支社長 1997年6月 同社 常務取締役東京地域本社長 2000年6月 同社 代表取締役副社長鉄道事業本部長 2004年6月 同社 取締役副会長 技術関係(全般)、 国際関係(全般) 2012年6月 同社 監査役 2019年6月 (株)JR東日本パーソナルサービス 顧問 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)JR東日本パーソナルサービス 顧問 (一社)日本鉄道運転協会 会長 (一社)日本交通協会 副会長 (公財)日本交通文化協会 理事</p>	—
<p>(社外監査役候補者とした理由) 経営者としての豊富な経験と高い見識及び公共交通に関する豊富な知識と経験を有しているため、 専門家の視点から助言、提言をいただくなど社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと 判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注)
1. 浅沼唯明氏及び石田義雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 浅沼唯明氏及び石田義雄氏は、社外監査役候補者であります。
  3. 浅沼唯明氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
  4. 当社は、浅沼唯明氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。同氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、石田義雄氏が選任された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
  5. 当社は、浅沼唯明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、石田義雄氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以 上

## <電磁的方法による議決権行使のお手続きについて>

インターネット等の電磁的方法により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトにて議決権の行使が可能です。

[議決権行使ウェブサイトアドレス] <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2020年6月16日（火曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

#### 2. インターネット等による議決権行使方法について

[パソコンをご利用の方]

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

[スマートフォンをご利用の方]

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権の行使が可能です。なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

有効として取り扱わせていただきます。

#### 3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

#### 4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用の際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用になれない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用になれませんのでご了承ください。

機関投資家の皆様は、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、インターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用になれます。

#### 【インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部  
[専用ダイヤル] 0120-975-960 (通話料無料)  
[受付時間] 午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く)

以 上

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当期の我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調にありましたが、当期終盤に発生した新型コロナウイルス感染拡大の影響により、先行き不透明感が高まっております。当社サービスの対象である外食産業においては、本年2月後半より多くの飲食店で売上が大幅に落ち込んでおり、極めて深刻な影響を受けております。

当社は、業績の回復とその後の再成長を目指し、中核事業である飲食店支援においてネット予約サービスの強化による飲食店への送客力の回復及び飲食店に対する多面的な経営支援に向けた業務支援サービスの強化に注力いたしました。

具体的には、ユーザーが最終的にネット予約に至った割合を示すコンバージョンレート(CVR)をKPIの一つに置き、ユーザーが利用しやすいユーザーインターフェース(UI)への改善、消費者ニーズに応えるポイント付与や即予約に対応する加盟飲食店の拡大を通じてその向上を図ったほか、楽天との連携による楽天スーパーポイントをフックとした当社サイトへのユーザーの流入拡大を推進いたしました。

また業務支援サービス強化の面では、販促メディアの多様化を背景に増大する業務負荷に人手不足等により十分な対応ができずにいる飲食店に対し、店舗業務の効率化に資する業務代行サービス(「ぐるなび」店舗ページや外部メディア・広告の運用、電話やネットによる予約の受付・管理、さらには無断キャンセルを防ぐための予約者への電話確認等)を積極的に展開し、その利便性を導入店舗に実感してもらいました。当社は飲食店経営者に対し独自の事業基盤である「人的サポート体制」を通じて、販売促進分野に留まらず業務支援領域においても多面的かつ様々な商品・サービス等の提案に取り組んでおります。

当期の連結売上高は30,927百万円(前期比5.5%減)となりました。

事業の区分別売上高は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	第30期	第31期 (当連結会計年度)	対前期 増減率
	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	
売上高	32,728,553	30,927,243	△5.5%
飲食店販促サービス	29,490,346	28,406,051	△3.7%
ストック型サービス	25,881,269	23,909,862	△7.6%
スポット型サービス	3,609,076	4,496,189	+24.6%
プロモーション	956,059	792,024	△17.2%
関連事業	2,282,147	1,729,167	△24.2%

飲食店販促サービスの売上高は前期比3.7%減少となりましたが、上述の施策の効果によりネット予約手数料売上及び業務支援サービス売上は着実に増加いたしました。

プロモーションについては、次期以降の成長に向けた事業及び組織の見直しを図るため一時的に活動を縮小したことから前期を下回りました。

関連事業については、訪日外国人向け観光情報サービス「LIVE JAPAN PERFECT GUIDE」事業の売上がサービス展開エリアの拡大(2019年7月関西版、同年9月東北版)等により拡大したものの、飲食店支援事業へ経営資源の集中を図ることを目的とした「レッツエンジョイ東京」事業及び法人向けフードデリバリー事業の会社分割の影響により前期を下回りました。

費用については、上述の関連事業の一部事業の会社分割、全社的な業務効率化による経費削減等収益体質の強化に向けた施策の進展のほか、先行投資の本格的な実施を次期以降に先送りしたこと等により減少いたしました。

以上の結果、営業利益は1,821百万円(前期比49.8%増)、経常利益は1,894百万円(前期比46.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は949百万円(前期比63.2%増)となりました。

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は、総額555百万円であり、その主なものはソフトウエ

アの取得であります。

- ③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
特記すべき事項はありません。
- ④ 他の会社の事業の譲受けの状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
特記すべき事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
特記すべき事項はありません。

### (3) 財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第28期	第29期	第30期	第31期 (当連結会計年度)
	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高 (千円)	36,979,024	36,226,323	32,728,553	30,927,243
経常利益 (千円)	6,813,308	4,809,627	1,289,284	1,894,087
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	4,799,027	3,192,993	581,408	949,019
1株当たり当期純利益 (円)	102.25	68.27	12.42	20.26
総資産 (千円)	23,917,035	25,457,398	23,797,808	23,979,668
純資産 (千円)	18,038,549	19,186,995	18,704,076	19,270,557
1株当たり純資産額 (円)	385.31	409.70	398.48	409.90

#### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第28期	第29期	第30期	第31期 (当事業年度)
	2016年4月1日から 2017年3月31日まで	2017年4月1日から 2018年3月31日まで	2018年4月1日から 2019年3月31日まで	2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高 (千円)	36,914,074	36,197,790	32,692,986	30,894,410
経常利益 (千円)	6,740,707	4,782,299	1,123,522	1,779,715
当期純利益 (千円)	4,745,730	3,185,171	448,596	867,604
1株当たり当期純利益 (円)	101.12	68.10	9.58	18.52
総資産 (千円)	23,446,836	24,904,610	23,111,185	23,236,629
純資産 (千円)	17,511,143	18,639,634	18,047,986	18,545,969
1株当たり純資産額 (円)	374.03	398.00	384.47	394.44

#### (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、外食産業が売上の大幅減少等非常に困難かつ不安な状況に置かれていることを踏まえ、当社では加盟飲食店に対して緊急支援措置やテイクアウトに取り組んでいる飲食店情報の発信強化、また飲食店が利用可能な助成金や各種支援制度に関する情報提供等、飲食店に寄り添い必要とされる支援に取り組んでおります。

当社は「日本の食文化を守り育てる」という企業使命の下、食文化の担い手である飲食店に対する販促に留まらない経営支援を通じ飲食店の個の魅力・経営力を高めることで、消費者にとり非日常の楽しみである外食をより豊かにすることを目指しており、かかる状況下にあっても引き続き、日本の豊かな食文化の担い手である飲食店が1店舗でも多く存続できるよう、飲食店経営者の声に真摯に向き合い、弛まぬ創意工夫と努力で飲食店を支援してまいります。また、コロナ禍が長期化する恐れもあることから、全社的なコストや投資の見直し等にも取り組むことで状況に応じ機動的に対応しうる態勢を整えてまいります。

経営及び執行体制を大幅に変更した当期、業績回復はもとより当社の長期的な企業価値向上を実現するための土台構築期と位置付ける中期事業方針（2021年3月期～2023年3月期）を策定いたしました。

ここ数年における当社業績の低迷要因は、消費者のネット予約・ポイントに対するニーズの高まりや情報検索手段の多様化への対応が遅れ、「ぐるなび」サイトの送客力が低下したこと、また飲食店の人手不足に起因する経営課題の多様化への対応が遅れ、飲食店が必要とするサービスの拡充及び柔軟なサービス提供の仕組みが不十分であったことにあります。

そこで、中核事業である飲食店支援において、消費者視点に立った飲食店検索・予約サービス作りの徹底による送客力向上、飲食店業務の省力化に資する業務支援サービスの強化に注力しており、さらに今後営業施策や加盟プラン等の見直しに取り組み、改めて幅広い消費者・飲食店に当社サービスの利便性や活用効果を実感してもらうことで、当社に対する支持の回復に努めてまいります。

具体的には、消費者による利用が年々拡大しているネット予約について、ユーザーが使いやすいユーザーインターフェースへの改善やネット予約受付可能な席在庫の拡大を図ると同時に、楽天との連携による楽天会員（国内1億以上）に対する当社サービスの利用促進に取り組んでおります。併せて、予約台帳システムを通じた飲食店の予約管理業務の効率化等を一層強化することで、消費者・飲食店双方にとって最も利用しやすい予約プラットフォームを構築してまいります。

業務支援サービスの強化については、予約・顧客管理や会計、決済等に関するICTツールを提供するだけでなく、ICTの利活用に不慣れな飲食店が少なくないことを踏まえ、当社独

自の事業基盤である「人的サポート体制」による活用サポートを強化しております。また当社サイトに限らず他社メディアやSNS等の運用、予約の受付・管理等の飲食店業務を当社が持つ知見を活かし効果的に代行するサービスの展開を積極化しております。今後さらに飲食店運営に役立つサービスの拡充を進めるとともに、様々な規模・業態の飲食店がそれぞれの課題に合わせて当社サービスを柔軟に導入できるよう、加盟プランの見直し等に取り組むことで、加盟飲食店ネットワークの強化・拡大を図ってまいります。

また社内においては、迅速な事業変革を可能とする柔軟性のある社内システムへの刷新、多様な人材の自発的な業務遂行を促す人事戦略の強化等に取り組むことにより施策実行力を高め、顧客からの支持回復を後押ししてまいります。そして、業務支援サービス等の新サービスの利益率が従来の販促商品と比較し低いことを踏まえ、当期より進めている収益体質の改善に今後も継続的に取り組むことで着実な利益創出を図ってまいります。

こうした活動に加え、飲食店に対する多面的な経営支援の実現に向けて、人材や店舗開発等の新たな領域における価値提供の検討や試行を行うことで、長期的な事業成長に向けた準備にも取り組んでまいります。

本方針に基づく諸施策の推進にあたっては、飲食店と繋がる力である「人的サポート体制」を通じ逸早く認識する外食産業を取り巻く環境や飲食店・消費者等のニーズの変化をサービスに反映することはもとより、当社がこれまで構築・蓄積してきた独自の事業資産の徹底活用、資本業務提携を締結している楽天との協業の深化、さらには従来の慣習にとらわれない革新的な発想による先端技術の応用に積極的に取り組むことで、業容拡大を加速してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2020年3月31日現在)

当社グループの主要な事業は、パソコン・スマートフォン等による飲食店等の情報提供サービス、飲食店等の経営に関わる各種業務支援サービスの提供その他関連する事業であります。

(6) **主要な営業所等** (2020年3月31日現在)

① 当 社	
本 社	東京都千代田区
北海道営業所	北海道札幌市中央区
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区
茨城営業所	茨城県水戸市
栃木営業所	栃木県宇都宮市
埼玉営業所	埼玉県さいたま市大宮区
千葉営業所	千葉県船橋市
横浜営業所	神奈川県横浜市神奈川区
新潟営業所	新潟県新潟市中央区
金沢営業所	石川県金沢市
静岡営業所	静岡県静岡市葵区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中村区
京都営業所	京都府京都市下京区
大阪営業所	大阪府大阪市北区
神戸営業所	兵庫県神戸市中央区
岡山営業所	岡山県岡山市北区
広島営業所	広島県広島市中区
愛媛営業所	愛媛県松山市
福岡営業所	福岡県福岡市博多区
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市
沖縄営業所	沖縄県那覇市

② 主要な子会社

株式会社ぐるなびプロモーションコミュニティ	東京都千代田区
株式会社ぐるなび総研	東京都千代田区
株式会社ぐるなびサポートアソシエ	東京都千代田区
咕嘟妈咪(上海)信息咨询有限公司(ぐるなび上海社)	中華人民共和国

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,477名	306名減	36.7歳	6.5年

(注) 使用人数には臨時使用人(期中平均244名)は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,403名	285名減	36.5歳	6.6年

(注) 使用人数には臨時使用人(期中平均49名)は含んでおりません。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ぐるなびプロモーション コミュニティ	230百万円	100.00%	飲食店への巡回を通じた情報提供・情報収集業務、(株)ぐるなびの商品及びサービスの案内・申込み取次業務、セールスプロモーション事業
株式会社ぐるなび総研	50百万円	100.00%	「食」に関する総合的な調査研究及び情報提供
株式会社ぐるなびサポートアソシエ	20百万円	100.00%	事務関連業務請負事業及び福利厚生サービスの提供
咕嘟妈咪(上海)信息咨询有限公司 (ぐるなび上海社)	650百万円	100.00%	中国におけるインターネットを活用した飲食店のPR及び販促活動支援事業

(9) 主要な借入先及び借入額の状況 (2020年3月31日現在)

特記すべき事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- |             |              |
|-------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数  | 184,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数  | 48,675,100株  |
| ③ 株主数       | 11,935名      |
| ④ 上位10名の大株主 |              |

株主名	持株数	持株比率
楽天株式会社	7,017,300株	14.97%
滝久雄	5,969,200株	12.74%
公益財団法人日本交通文化協会	1,862,800株	3.97%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,583,100株	3.38%
小田急電鉄株式会社	1,128,500株	2.41%
東京地下鉄株式会社	973,600株	2.08%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	918,600株	1.96%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 京浜急行電鉄口再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	902,600株	1.93%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	875,418株	1.87%
滝裕子	847,000株	1.81%

(注) 持株比率は自己株式 (1,806,562株) を控除して計算しております。

### (2) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年3月31日現在）

		株式会社ぐるなび 平成23年12月発行 新株予約権（株式報酬型）	
発行決議日		2011年11月18日	
新株予約権の総数		40個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 (新株予約権1個につき 200株)	8,000株
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり (1株当たり 310円50銭) (注1)	62,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり 1円)	200円
新株予約権の行使期間		2011年12月10日から 2041年12月9日まで	
新株予約権の主な行使条件		(注2)	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	— — —
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	— — —
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	40個 8,000株 1人

(注1) 2014年4月1日付で普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」、「新株予約権の払込金額」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整している。

(注2) 1. 新株予約権者は、各新株予約権割当日の翌日から2年後又は当社監査役の地位を喪失した日の翌日の、いずれか早い日から行使することができる。

2. 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができない。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	滝 久 雄	(株)ぐるなび総研代表取締役社長 (株)エヌケービー取締役会長 (公財)日本交通文化協会理事長（代表理事）
代表取締役社長	杉 原 章 郎	テクマトリックス(株)監査等委員である取締役 (株)楽天野球団取締役 楽天ソシオビジネス(株)取締役 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役
取 締 役	月 原 紘 一	三井住友カード(株)顧問 エリーパワー(株)社外取締役 (株)ヤマシタ社外取締役 有限責任監査法人トーマツINE（独立非業務執行役員） デロイトトーマツ合同会社INE（独立非業務執行役員）
取 締 役	佐 藤 英 彦	(株)りそなホールディングス社外取締役
取 締 役	藤 原 裕 久	東急(株)取締役常務執行役員
取 締 役	武 田 和 徳	楽天(株)副社長執行役員コマースカンパニー プレジデント 楽天ヴィッセル神戸(株)取締役副会長 楽天損害保険(株)取締役 楽天ビジネスサポート(株)代表取締役 (株)楽天野球団取締役
取 締 役	河 野 奈 保	楽天(株)常務執行役員CMO（Chief Marketing Officer） コマースカンパニー シニアヴァイスプレジデント (株)ガールズアワード取締役 楽天マネジメント(株)取締役
常 勤 監 査 役	鈴 木 清 司	
監 査 役	石 渡 恒 夫	京浜急行電鉄(株)取締役会長（代表取締役） 東海汽船(株)社外取締役 東京エアポートレストラン(株)社外取締役 (株)ルミネウィング社外取締役 横浜シティ・エア・ターミナル(株)社外取締役 (一社)神奈川経済同友会代表幹事 (一社)神奈川県経営者協会代表理事（会長）
監 査 役	南 木 武 輝	南木・北沢法律事務所代表 (株)エヌケービー社外監査役
監 査 役	浅 沼 唯 明	

- (注) 1. 取締役杉原章郎氏、佐藤英彦氏、藤原裕久氏、武田和徳氏及び河野奈保氏は、2019年6月19日開催の第30回定時株主総会において、新たに就任いたしました。
2. 取締役河野奈保氏の戸籍上の氏名は樋口奈保であります。

3. 取締役月原紘一氏、佐藤英彦氏、藤原裕久氏、武田和徳氏及び河野奈保氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役石渡恒夫氏、監査役南木武輝氏及び監査役浅沼唯明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 当社は、取締役月原紘一氏、取締役佐藤英彦氏、取締役藤原裕久氏、監査役石渡恒夫氏、監査役南木武輝氏及び監査役浅沼唯明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 監査役石渡恒夫氏及び監査役浅沼唯明氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・監査役石渡恒夫氏は、京浜急行電鉄(株)において長年にわたり財務及び会計に関する業務に従事し、経理部担当取締役を務めておりました。
  - ・監査役浅沼唯明氏は、日本国有鉄道において、長年にわたり主計業務に従事しておりました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	14名 (4名)	183,889千円 (15,900千円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	36,150千円 (21,150千円)
合 計	19名	220,039千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第29回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)の報酬額を年額500百万円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。)、社外取締役の報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。また、同定時株主総会において、譲渡制限付株式付与のために支給する取締役の報酬額を年額270百万円以内(うち社外取締役の報酬額は年額20百万円以内)と決議いただいております。
3. 上記取締役及び監査役の員数には、任期満了により2019年6月19日開催第30回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役久保征一郎氏、飯塚久夫氏、齊藤美保氏、山田晃久氏、垣内美都里(戸籍上の氏名:森原美都里)氏、越川直紀氏、犬塚祥敬氏、白井めぐみ氏、見並陽一氏及び監査役増本愈氏を含んでおります。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第28回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・他の法人等の業務執行者の重要な兼職の状況は、前掲記載のとおりです。
  - ・当社と当該他の法人等との関係につきましては、以下のとおりです。

区分	氏名	兼職先と当社との関係
社外取締役	藤原 裕久	東急(株)との間で、主として共同サイトの運営等に係る取引があります。
社外取締役	武田 和徳	楽天(株)との間で、主として以下のような取引があります。 ・ぐるなび会員に付与・交換した楽天ポイント費用 ・楽天会員とID連携するぐるなび会員がネット予約で来店した場合の送客手数料 ・当社又は楽天(株)の事業にかかる販売促進を目的とした共同キャンペーン
社外取締役	河野 奈保	同上
社外監査役	石渡 恒夫	京浜急行電鉄(株)との間で共同サイトの運営、その他キャンペーンに係る取引があります。

- ・上記以外に、当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況は、前掲記載のとおりです。
  - ・当社と当該他の法人等との関係につきましては、監査役南木武輝氏が社外監査役を兼任している(株)エヌケービーとの間でプロモーションその他広告宣伝に係る取引があります。
  - ・上記以外に、当社と当該他の法人等との関係につきましては、記載すべき関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況  
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（13回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 月原 紘一	11回	85%	—	—
取締役 佐藤 英彦	10回	100%	—	—
取締役 藤原 裕久	8回	80%	—	—
取締役 武田 和徳	9回	90%	—	—
取締役 河野 奈保	7回	70%	—	—
監査役 石渡 恒夫	11回	85%	11回	85%
監査役 南木 武輝	13回	100%	13回	100%
監査役 浅沼 唯明	13回	100%	13回	100%

(注) 1. 取締役佐藤英彦氏、藤原裕久氏、武田和徳氏及び河野奈保氏は、2019年6月19日開催の第30回定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の取締役と異なります。なお、各氏就任後の取締役会の開催数は10回であります。

2. 上記のほか、会社法第370条に基づく取締役会の書面決議を1回行っております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役月原紘一氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。

取締役佐藤英彦氏は、豊富な行政経験と弁護士としての専門的な知識に基づく公平な助言、提言を行っております。

取締役藤原裕久氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。

取締役武田和徳氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。

取締役河野奈保氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。

監査役石渡恒夫氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づく公平な助言、提言を行っております。

監査役南木武輝氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を活かし、公平な助言、提言を行っております。

監査役浅沼唯明氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識及び観光振興に関する豊富な知識と経験に基づく公平な助言、提言を行っております。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任の限度額を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額の合計額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	43,450千円
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	41,500千円
② 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	1,950千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、(公社)日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。
3. 非監査業務に基づく報酬は、「収益認識に関する会計基準」に係る助言業務に対する報酬であります。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が同各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任に関する議案の内容を、また、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を、それぞれ決定いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、86百万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）に関する基本方針は、次のとおりであります。

会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。

### 1. 当社及び当社子会社の取締役及び業務を執行する社員（以下「取締役等」という。）・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、当社グループ（当社及び当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）のコンプライアンスに関する基本方針を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループ各社の役員、従業員に伝えることにより、法令・定款遵守及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

(2) 当社は、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理統括部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

代表取締役社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員を副委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。

(3) 当社は、当社グループ各社の役員、従業員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署に報告する体制を構築する。

当社は、「コンプライアンス相談窓口運用規程」を定め、当社グループ各社の従業員が、当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署または外部機関に直接通報することを可能とする連絡窓口を設ける。

報告・通報を受けた当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署はその内容を調査し、再発防止策を担当部署と協議の上、決定し、当社グループ全体の再発防止策を実施する。

(4) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針に「反社会的勢力との関係を断ち、かつ不当な要求には屈しません。」と定め、当社グループ各社は、これに基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。

(5) 当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その運用及び評価を実施する。

(6) 当社のコンプライアンス担当者は、当社及び当社子会社の役員、従業員に対し、年1

回以上、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図る。

- (7) 当社の内部監査部署は、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づく監査計画にしたがい、当社子会社に対する内部監査を実施する。

## 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、「経営情報管理規程」を制定する。
- (2) 次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに、「経営情報管理規程」に基づき適切に保存・管理する。
- ・ 株主総会議事録
  - ・ 取締役会議事録
  - ・ 計算書類
  - ・ 計算書類の附属明細書
  - ・ 稟議書
  - ・ その他代表取締役社長が指定した文書、帳票類

## 3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 第1項(2)により任命されたコンプライアンス・リスク管理担当執行役員は、当社グループ全体の「リスク管理基本規程」を制定する。  
同規程においてリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
- (2) 第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理統括部署は、当社グループ全体のリスク管理に関する業務を所管する。
- (3) 当社の内部監査部署は、当社グループ全体のリスク管理の状況を内部監査する。
- (4) 第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要な問題を審議するとともに、上述の内部監査の結果の報告を受け、当社グループ全体のリスク管理の進捗状況をレビューする。
- (5) 当社は、不測の事態または危機の発生に備え、当社グループ全体の「危機管理基本規程」及び「大規模災害時対応要領」を定め、当社グループ各社の役員、従業員に周知する。

## 4. 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ各社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。

- ① 「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」等意思決定ルールの方策
- ② 取締役・執行役員を構成員とする常務会の設置
- ③ 当社グループ各社の取締役会による予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- ④ 当社グループ各社の取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

## 5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社は、当社グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する担当部署を当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署とするとともに、当社及び当社子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
  - (2) 当社取締役及び当社子会社の社長は、各部署における業務の適正を確保するための内部統制の確立と運用の責任及び権限を有する。
  - (3) 当社の内部監査部署は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理統括部署及びコンプライアンス・リスク管理担当執行役員に報告し、コンプライアンス・リスク管理統括部署は必要に応じて、当社取締役及び当社子会社の社長に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
  - (4) 当社子会社の取締役等は、当社の「関係会社管理規程」に定める子会社の重要事項に関する当社の事前承認の取得及び子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への報告を遅滞なく実行する。
- 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- (1) 当社は、監査役・監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置き、同事務局に属する従業員は、専ら監査役・監査役会の指示に従って、その職務を補助する。
  - (2) 当社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、監査部等に属する従業員を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。(以下、(1)の従業員と合わせて監査職務補助者という。)
  - (3) 当社の取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。
  - (4) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することを要する。
  - (5) 当社の取締役は、上記(1)ないし(4)の具体的な運用の細目を監査役会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。
- 7. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制**
- (1) 当社の取締役は、「監査役会への報告に関する規程」に従い、当社グループに関する以下に例示する事項等を監査役会に報告する。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略することができる。
    - ① 経営執行会議で審議された重要な事項
    - ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

- ③ 内部監査に関する重要な事項
  - ④ 重大な法令・定款違反に関する事項
  - ⑤ その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項
- (2) 当社グループ各社の役員・従業員は、上記(1)の③、⑤及び⑥に関する重要な事実を発見した場合は、第1項(3)のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査役に直接報告できるものとする。
- (3) 当社子会社の取締役、監査役、執行役員または業務を執行する社員等から当該子会社について発生した上記(1)の③、④、⑤及び⑥に準じる事項について報告を受けた者は、その内容を当社の監査役または監査役会に報告しなければならない。
- (4) 上記(2)及び(3)に基づき報告を行った従業員が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、当該従業員に対しては、「コンプライアンス相談窓口運用規程」に準じた当事者保護の措置をとるものとする。
- 8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**
- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査役会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を、監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- 9. その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**
- (1) 当社の監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を、監査部の内部監査報告に合わせて行う。また、コンプライアンス・リスク管理担当執行役員との定期的な協議の場を設け、意思疎通を図るとともに監査役会への報告等について遺漏のないことの確認を行う。
- (2) 当社の監査役は、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、監査の立場からの意見の反映を図る。

#### **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

##### **① 当社グループの取締役等の職務執行について**

当社は、「取締役会規則」に基づき、原則毎月1回の取締役会を開催(当事業年度中は、13回)し、取締役職務執行の監督及び法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っております。また、独立役員である複数の社外取締役を選任し、適宜経営陣とのコミュニケーションを図りつつ、監督機能を発揮しております。

なお、子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、各子会社からの事前の承認及び報告の体制を整えており、財務状況等についても当社の取締役会で報告し

ております。

② コンプライアンス及びリスク管理について

当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため「コンプライアンス指針」を定めております。当事業年度においては、コンプライアンス意識の徹底を図るため、基本方針に則り、当社グループの全役職員に対してコンプライアンスに関する研修を実施いたしました。

また、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を3回開催し、当社グループのコンプライアンスやリスク管理上の重要な問題を審議いたしました。

さらに、当社グループの役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合にすみやかに報告を受け、適切に対処することを目的として、コンプライアンス相談窓口を社内及び外部機関に設置し、取り組みを強化してまいりました。

内部監査につきましては、「内部監査規程」及び「関係会社管理規程」に基づく監査計画に従い、当社グループの監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。

③ 監査役の職務執行について

監査役会は、監査役4名により構成され、原則として月1回開催しております。

当事業年度において、監査役会は13回開催され、当社グループの監査に関する重要な事項について監査役相互による意見交換をしております。また、監査役は、取締役会、常務会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の重要な会議に出席すること、定期的に代表取締役社長及びコンプライアンス・リスク管理担当執行役員と意見交換の場を設けること等で、監査の実効性の向上を図っております。

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>18,002,452</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,449,971</b>
現金及び預金	11,653,173	支払手形及び買掛金	153,667
受取手形及び売掛金	4,172,261	未払法人税等	505,411
未収入金	1,511,515	賞与引当金	587,296
その他	871,123	ポイント引当金	209,520
貸倒引当金	△205,621	未払金	2,154,388
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,977,215</b>	その他	839,685
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>844,294</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>259,138</b>
建物及び構築物	380,942	資産除去債務	258,238
その他	463,352	その他	900
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,823,525</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,709,110</b>
ソフトウェア	1,750,689	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
その他	72,835	<b>株 主 資 本</b>	<b>19,174,181</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,309,395</b>	資本金	2,334,300
投資有価証券	825,841	資本剰余金	2,884,780
繰延税金資産	819,433	利益剰余金	18,732,221
敷金及び保証金	1,594,025	自己株式	△4,777,121
その他	70,095	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>37,214</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>23,979,668</b>	その他有価証券評価差額金	65,015
		為替換算調整勘定	△27,800
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>59,162</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>19,270,557</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>23,979,668</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

## 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		30,927,243
売上原価		10,136,469
売上総利益		20,790,774
販売費及び一般管理費		18,968,947
営業利益		1,821,826
営業外収益		
助成金収入	8,261	
ギフトカード失効益	45,803	
その他	23,296	77,361
営業外費用		
為替差損	5,100	5,100
経常利益		1,894,087
特別利益		
事業譲渡益	135,595	135,595
特別損失		
投資有価証券評価損	379,875	379,875
税金等調整前当期純利益		1,649,807
法人税、住民税及び事業税	497,850	
過年度法人税等	143,789	
法人税等調整額	59,148	700,788
当期純利益		949,019
親会社株主に帰属する当期純利益		949,019

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,334,300	2,884,780	18,162,181	△4,863,326	18,517,935
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△327,851		△327,851
自 己 株 式 の 処 分			△51,127	86,204	35,077
親会社株主に帰属する当期純利益			949,019		949,019
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	570,040	86,204	656,245
当 期 末 残 高	2,334,300	2,884,780	18,732,221	△4,777,121	19,174,181

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	159,910	△14,884	145,026	41,113	18,704,076
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△327,851
自 己 株 式 の 処 分					35,077
親会社株主に帰属する当期純利益					949,019
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△94,895	△12,916	△107,812	18,048	△89,763
当 期 変 動 額 合 計	△94,895	△12,916	△107,812	18,048	566,481
当 期 末 残 高	65,015	△27,800	37,214	59,162	19,270,557

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>16,846,523</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,431,520</b>
現金及び預金	10,480,044	買掛金	153,667
売掛金	4,177,223	未払金	2,184,011
商品	110,867	未払法人税等	485,304
仕掛品	1,850	前受金	99,869
貯蔵品	213,972	預り金	314,539
前払費用	441,782	賞与引当金	579,474
未収入金	1,510,800	ポイント引当金	209,520
その他	115,604	その他	405,131
貸倒引当金	△205,621	<b>固 定 負 債</b>	<b>259,138</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,390,106</b>	資産除去債務	258,238
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>833,328</b>	その他	900
建物	373,389	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,690,659</b>
工具、器具及び備品	459,938	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,823,025</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>18,421,792</b>
ソフトウェア	1,750,189	資本金	2,334,300
その他	72,835	資本剰余金	2,884,780
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,733,752</b>	資本準備金	2,884,780
投資有価証券	825,841	利益剰余金	17,979,833
関係会社株式	299,000	その他利益剰余金	17,979,833
関係会社出資金	143,130	繰越利益剰余金	17,979,833
長期前払費用	31,714	<b>自 己 株 式</b>	<b>△4,777,121</b>
繰延税金資産	818,922	評価・換算差額等	65,015
敷金及び保証金	1,583,594	その他有価証券評価差額金	65,015
その他	31,550	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>59,162</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>23,236,629</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>18,545,969</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>23,236,629</b>

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

## 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		30,894,410
売 上 原 価		10,249,413
売 上 総 利 益		20,644,996
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,924,151
営 業 利 益		1,720,845
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	215	
受 取 配 当 金	4,569	
ギ フ ト カ ー ド 失 効 益	45,803	
そ の 他	13,704	64,292
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	5,422	5,422
経 常 利 益		1,779,715
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	135,595	135,595
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	379,875	379,875
税 引 前 当 期 純 利 益		1,535,435
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	464,688	
過 年 度 法 人 税 等	143,789	
法 人 税 等 調 整 額	59,353	667,830
当 期 純 利 益		867,604

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	2,334,300	2,884,780	2,884,780	17,491,206	17,491,206	△4,863,326	17,846,961
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△327,851	△327,851		△327,851
自 己 株 式 の 処 分				△51,127	△51,127	86,204	35,077
当 期 純 利 益				867,604	867,604		867,604
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	488,626	488,626	86,204	574,831
当 期 末 残 高	2,334,300	2,884,780	2,884,780	17,979,833	17,979,833	△4,777,121	18,421,792

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	159,910	159,910	41,113	18,047,986
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△327,851
自 己 株 式 の 処 分				35,077
当 期 純 利 益				867,604
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△94,895	△94,895	18,048	△76,847
当 期 変 動 額 合 計	△94,895	△94,895	18,048	497,983
当 期 末 残 高	65,015	65,015	59,162	18,545,969

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております)

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 御厨健太郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 武田芳明 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ぐるなびの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ぐるなび及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社ぐるなび 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 御厨健太郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 武田芳明 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ぐるなびの2019年4月1日から2020年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社ぐるなび 監査役会

常勤監査役 鈴木清司 ㊞

監査役 石渡恒夫 ㊞

監査役 南木武輝 ㊞

監査役 浅沼唯明 ㊞

(注) 監査役石渡恒夫、南木武輝及び浅沼唯明は、いずれも会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上







## 第31回定時株主総会会場ご案内図

**会場** 東宝日比谷ビル 6階 当社会議室  
東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

**交通** 東京メトロ日比谷線・千代田線 日比谷駅A4出口より徒歩2分  
JR 有楽町駅日比谷口より徒歩5分  
東京メトロ有楽町線 有楽町駅より徒歩6分  
都営三田線 日比谷駅A11出口より徒歩6分  
東京メトロ丸ノ内線 銀座駅より徒歩6分

